

手順	担当者	必要な資料と内容
1. 利用の申請	申請者	「 <a href="#">かも丸・かも美使用承認申請書</a> 」(Word 版)を市に提出してください。 ※承認後に申請者へイラストのデータをメールにて送りますので、必ず連絡の取れるアドレスを記入し、申請書を提出してください。
2. 承認と貸出	市役所	市から「かも丸・かも美使用承認通知書」を発行します。同時に、申請書に記載されたアドレスへイラストのデータをお送りします。
3. 使用後の報告	申請者	「 <a href="#">かも丸・かも美使用報告書</a> 」(Word 版)を使用日より10日以内に市へ提出してください。
4. 報告書の確認・完了	市役所	提出いただいた報告書を確認し完了

#### 【禁止事項】

次のいずれかに該当するときは、使用を承認しません。

- ・法令違反や公の秩序を乱すおそれがあるとき。
- ・特定の政治、思想又は宗教の活動に使用したりそのおそれがあるとき。
- ・みのかも定住自立圏の品位を傷つけたり傷つけるおそれがあるとき。
- ・その他市長が使用について、ふさわしくないと判断したとき。

#### 【使用するときを守ること】

- ・キャラクターのイメージを損なうような使用をしないこと。
- ・使用承認の範囲を逸脱しないこと。
- ・キャラクターを独占的に自己のものとして、商標や意匠に使用しないこと。

#### 【使用の取り消し】

使用を承認されていても、次の事項が発生した場合は、使用を取り消す場合があります。

- ・使用者が使用条件に違反したとき。
- ・使用承認又は、使用変更承認に係る申請に虚偽があったとき。
- ・上記【禁止事項】【使用するときを守ること】に違反したとき。

※取り消しがあった場合、かも丸・かも美を使ってつくったものを回収する場合があります。

※使用が取り消された場合に損害が生じても、市は責任を負いません。

※かも丸・かも美を使うことで第三者に対して損害を与えた場合も、損害賠償その他の法律上の責任を一切負いません。

[みのかも定住自立圏マスコットキャラクターの使用に関する要綱](#)(平成28年4月1日改正)